

第3期海洋基本計画に基づく施策の取組状況について

個別施策に係る評価書(暫定版:1月末までの取組状況等)

2019年4月10日

1. 第2期海洋基本計画期間中は、概ね2月半ばの参与会議において、当該年度の海洋施策の取組状況について、年次報告(1月末までの途中経過)の形式で報告してきたところ。
2. 第3期計画からは、別紙1の「年間のPDCAサイクルを活用した工程管理について」に従い、今回提示している個別施策の評価書(暫定版)を活用して、海洋基本計画に記載した施策の取組状況を報告することとしたところ。なお、今回提示している資料は、取りまとめの都合上、基本的に1月末までの取組状況の記載であり、また、年度途中で成果や指標等について記載が困難なところもあることから、暫定版と表記している。
3. 個別施策の評価書(暫定版)の作成に当たり、
 - ① 総合海洋政策推進事務局(以下「事務局」という。)から関係府省に対し、評価書の様式に従った資料作成を依頼。
 - ② 事務局は、関係府省からの資料を整理・統合し、評価書(暫定版)の原案を作成し、関係府省にフィードバック。その際に、事務局は、
 - ・ 簡潔かつ分かり易い記述を行うよう心がけた。その際に、一つの取組内容が幾つかの個別施策に該当する場合、可能な限り同一の主要施策の中では同じ記述が繰り返さないよう努めることとした。また、再掲を必要とする場合でも、「※施策番号〇〇と同じ」などの表記を行った。
 - ・ 別紙2の「工程表作成のベースとなる施策群、目標及び指標」を踏まえ、施策を通じて目標に対する進捗・達成状況を示す「成果」や「指標」について、可能な限り具体的に記述するように、関係府省に対して助言・協力を依頼した。
 - ・ 今後の取組に関する改善内容の欄に、法改正や予算措置等を含め、新たに取組を強化するような内容や、これまでの成果を踏まえて目標達成に向けた次の段階・取組内容があれば、積極的に記述するように関係府省に依頼した。

4. 今後の予定

① 6月予定の参与会議に向けて

関係府省及び事務局は、本日の審議結果を踏まえ、今回提出した資料について、本年3月末までの計画初年度としての取組状況について修正・追記するとともに、成果や指標による目標に対する進捗・達成状況、今後の取組の改善内容等について可能な限り具体的な記述に努める。その上で、次回参与会議で事務局から報告し、ご審議いただく。

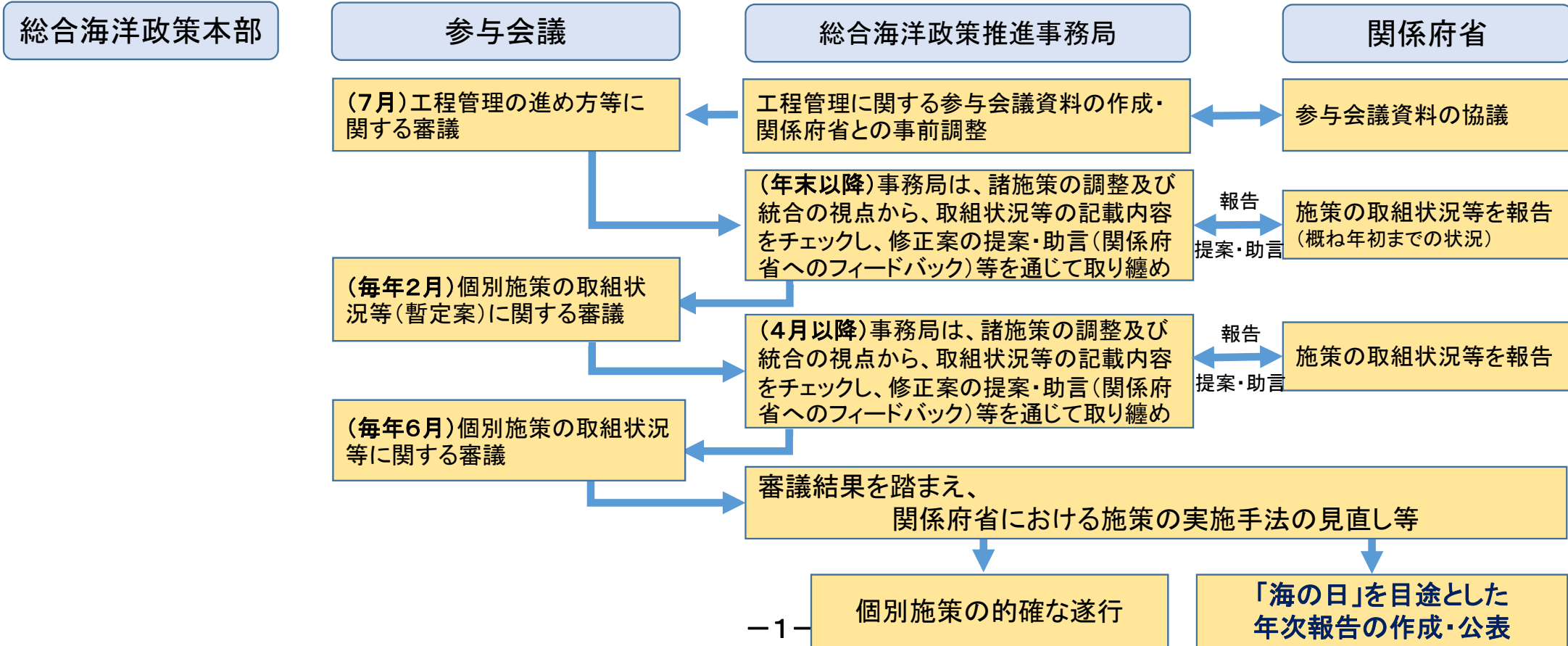
② 9月予定の参与会議に向けて

関係府省及び事務局は、6月予定の参与会議の審議結果を踏まえ、個別施策の実施手法について必要な見直し等を行うとともに、9月予定の工程表（改定案）に関する審議に向けて、施策の進捗状況を踏まえた自己評価、更には目標達成に向けて必要な概算要求を行い、そうした内容を反映して工程表の改定を行う。

PDCAサイクルを活用した工程管理について

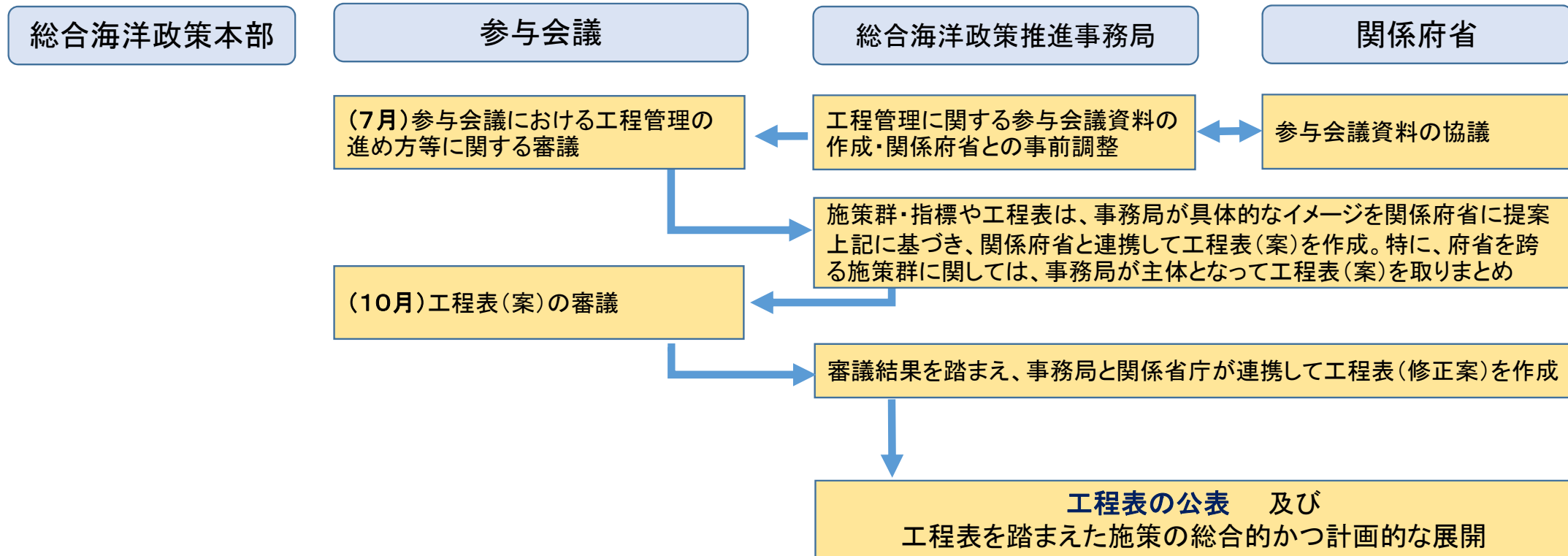
平成30年度における海洋施策(373項目)に係る工程管理

- 政府は、広く国民に海洋政策について理解を頂き、施策の推進に協力を頂くため、毎年度、海洋に関する施策の取組状況や成果等を取りまとめた「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」(以下「年次報告」という。)を作成・公表することとしている。
- また、年次報告の作成を通じて、関係府省は、海洋基本計画第2部に記載された373項目の個別施策(Plan)に基づき、取組状況(Do)や成果や課題(Check)を整理、今後の取組の実施手法の見直し(Action)に活かすこととしている。



平成30年度における施策群を単位とした「工程表」の作成

- 海洋に関する施策について、共通の目標・目的を持った施策のまとめ(施策群)を単位として、目標達成に向けた進捗状況や情勢の変化等に対応した新たな展開等を把握し、施策の総合的かつ計画的な推進に活かすため、「工程表」を作成する。
- 工程表には、目標、取組内容やスケジュール、実施体制、予算措置、目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための「指標」等を記載する。
- 工程表の審議等を通じて、必要な場合、参与会議の下にワーキンググループを設置し、主要施策に関して集中的な議論を行うことができる。



通年ベースでの工程管理の年間(年度)スケジュール

総合海洋政策本部

参与会議

総合海洋政策推進事務局

関係府省

(6月)前年度における個別施策の取組状況等に関する審議(工程表と見比べながら検討)

(4月以降)事務局と関係府省が連携して個別施策の取組状況等を取りまとめ 注

審議結果を踏まえ、
関係府省における個別施策の実施手法の見直し等

「海の日」を目途
とした年次報告
の作成・公表

工程表に関して、施策群の進捗状況等を踏まえた自己評価、取組の見直しや概算要求内容を反映して、工程表を改訂 注

個別施策の
的確な推進

(9月)工程表(改訂案)の審議

工程表(改訂版)の公表 及び
工程表を踏まえた施策の総合的かつ計画的な展開

(2月)当該年度の個別施策の取組状況等(暫定案)に関する審議(工程表と見比べながら検討)

(年末以降)事務局と関係府省が連携して個別施策の取組状況等を取りまとめ 注

(3月)必要に応じて、工程管理に関する審議のポイントを意見書に反映

参与会議から総合海洋政策本部
(総理)への意見書の提出

注:事務局は、諸施策の調整及び統合の視点から、個別施策の取組状況・成果・課題等や工程表の改訂に係る記載内容をチェックし、修正案の提案・助言(関係府省へのフィードバック)等を通じて、参与会議資料を取りまとめ

(参考) 海洋基本計画に基づく施策の推進体制

総合海洋政策本部

- ◆ 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため設置
- ◆ 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
- ◆ 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整等(以上、海洋基本法)
- ◆ 総合海洋政策本部が実務を担う総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔機能を果たす(海洋基本計画第3部)

参与会議

- ◆ 総合海洋政策本部に設置
- ◆ 海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。

(総合海洋政策本部長)

総合海洋政策推進事務局

- ◆ 施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省の協力を得つつ、その方策を強化する方策を講ずる(総合調整機能の発揮)
- ◆ 総合海洋政策本部が実務を担う総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔機能を果たす

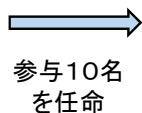
(海洋基本計画第3部)

関係府省

- ◆ 政府全体として取組を効果的に組み合わせる等、総合的かつ総力を挙げた取組を進めることが求められることを認識しつつ、関係府省が連携し諸施策を実施

(海洋基本計画第3部)

総合海洋政策本部長
(総理)



- 参与会議による審議
(近年実績:2018年6回、2017年7回等)
 - プロジェクトチーム等による集中的な議論
- ↓
意見書の取り纏め

参与会議から総合海洋政策本部長
(総理)への意見書の提出
(近年実績:2017年12月、2017年3月等)

- 参与会議開催に係る諸手続きの実施
- 資料作成等円滑な審議のための事前準備等

関係資料提供等
事前準備への貢献

- 参与会議への積極的な参画
- プロジェクトチーム等での議論への参画

- 総合海洋政策本部の開催
(近年実績:2018年5月、2017年4月等)
- ◆ 海洋基本計画(案)の了承
 - ◆ 重要施策の本部決定

- 海洋基本計画を踏まえた海洋施策の的確な遂行
- 総合海洋政策本部の決定を踏まえた関係省庁が連携した海洋施策の推進

第3期海洋基本計画に基づく工程表の作成のベースとなる施策群、目標及び指標

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
1. 海洋の安全保障	62			
(1)我が国の領海等における国益の確保			【防衛省】 ◇防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づく防衛力の整備	①艦艇及び航空機の着実な整備 ②広域における常続監視能力の強化
ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上	10	＜施策群1＞ 我が国独自の推進事項	【海上保安庁】 ◇「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海上法執行能力の強化	①尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備 ②海洋監視体制の強化 ③原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化 ④海洋調査体制の強化 ⑤基盤整備（教育訓練施設の拡充、定員の増員）
			【水産庁】 ◇漁業取締能力の強化	①違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備 ②取締船の効率的な配置が可能となる情報収集・分析・活用のための体制の整備
			【法務省】 ◇外国人活動家等による領海侵入事案及び不法上陸事案の対応の推進 ◇海上におけるテロ等の未然防止に係る体制整備	①外国関係機関との連携強化及び人的情報源からの情報収集・分析の強化
(1)我が国の領海等における国益の確保				
イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保	4	＜施策群2＞ 国際連携による推進事項	◇海賊対処行動等の国際協力活動への参加 ◇シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援 ◇海上自衛隊艦艇の寄港・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等による連携の推進	①海上自衛隊によるソマリア沖・アデン湾海賊対処行動 ②シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援 ③海上自衛隊艦艇の寄港・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等 ★このほか、「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の項を参照
ウ 同盟国・友好国との連携強化	1			
(2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保				
ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組	7			
ウ 能力構築支援等	5			
(3)国際的な海洋秩序の強化				
ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化	4			
イ 戦略的な情報発信の強化	3			
ウ 政府間の国際連携の強化	1			

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
(1)我が国の領海等における国 益の確保	6	〈施策群3〉 海洋情報を活用した推進事 項	◇MDAを始めとする情報収集・集約・共有体制の 整備の推進	①衛星等による情報収集、省人化・無人化を考慮した装備 品の研究や導入の推進(無人航空機(UAV)、無人潜水調 査機(UUV)、無人調査艇(USV)を活用した自動観測技術の 開発等) ②海洋権益確保のための情報の調査・収集(海域の総合的 管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含めた必 要な情報の調査・収集) ③海洋監視情報の共有体制の充実(防衛省・自衛隊と海上 保安庁との間の情報共有システムの整備) ④重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒の強化 (艦艇、航空機、レーダー等による監視・警戒) ★このほか、「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」の項を 参照
エ 情報収集・分析・共有体制の 構築				
(2)我が国の重要なシーレーンの 安定的利用の確保				
イ 情報収集・集約・共有体制の 強化	2			
(1)我が国の領海等における国 益の確保	7	〈施策群4〉 海上交通における安全の確 保	◇事故・災害発生時の対応態勢の推進 ◇海難防止対策の推進	①要救助海難に対する救助率 ②海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築 ③海の安全情報の充実強化 ④官民連携した海難防止対策の充実強化 ⑤電子海図等の情報充実
オ 海上交通における安全の確 保				
カ 海洋由来の自然災害への対 応	12	〈施策群5〉 海洋由来の自然災害への 対応	◇ 海岸堤防の整備及び耐震化並びに、水門・樋 門等の耐震化 ◇ 国土保全の観点からの砂浜保全等の侵食対 策の推進 ◇ 最大クラスの高潮浸水想定区域等の指定の推 進 ◇ 航路標識の耐震化及び耐波浪対策の推進 ◇ 港湾BCPが策定された港湾において、関係機 関と連携した訓練の実施	①南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想 定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高 までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率(国土 交通省) ②侵食海岸において現状の汀線防護が完了した割合(国土 交通省) ③最大クラスの津波・高潮に対応した浸水想定区域図を作 成した都道府県数(国土交通省) ④航路標識の耐震補強の整備率(国土交通省) ⑤航路標識のLED灯器の耐波浪整備率(国土交通省) ⑥港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重 要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合(国 土交通省)

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
2. 海洋の産業利用の促進	86			
(1) 海洋資源の開発及び利用の促進				
ア メタンハイドレート	5	<施策群6> メタンハイドレート	◇「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定 ○平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指した技術開発の推進	①「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況 ②技術開発の進捗状況 ③資源量調査・評価の進捗状況
イ 石油・天然ガス	1	<施策群7> 石油・天然ガス	○三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)の実施	①探査の実施状況
ウ 海洋鉱物資源	9	<施策群8> 海洋鉱物資源	○海底熱水鉱床について、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトを開始 ◇「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定	①資源量調査・評価の進捗状況 ②技術開発の進捗状況 ③「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況
エ 海洋由来の再生可能エネルギー	8	<施策群9> 海洋由来の再生可能エネルギー	◇洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため実証研究を行う。 ◇波力・潮流・海流等の海洋エネルギー:これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い海洋エネルギーの技術を見極めながら、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等の技術開発、実証試験及び環境整備に取り組む。 ◇環境影響評価の円滑な実施	①洋上風力発電の実証研究の進捗状況 ②波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況 ③EADASにおける海洋関係の環境情報項目数
(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化				
ア 海洋産業の国際競争力の強化	20	<施策群10> 海洋産業の国際競争力の強化	◇「i-shipping」と「j-ocean」の推進 ◇港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けた「i-Construction」の取組の推進 ◇SIP「次世代海洋資源調査技術」の確立、SIP「革新的深海資源調査技術」の開発・実証 ◇海洋資源開発技術プラットフォームにおける異業種連携支援	①革新的造船技術の研究開発に対する支援の採択件数 ②港湾におけるICT活用工事の件数 ③民間での調査実施件数、実海域での調査技術実績 ④プラットフォーム関連イベントの開催状況

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
イ 海洋の産業利用の拡大	12	<施策群11> 海洋の産業利用の拡大	◇コストの低減に向けたCO2分離・回収技術の開発(分離・回収エネルギーの低減)及び貯留技術の研究開発 及び適地確保 ○「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向けた取組の推進 ◇・「訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数、日本人国内旅行消費額」の目標実現に向けた訪日プロモーション等の促進	①実用化レベルの技術の確立 ②確保した適地数 ③訪日クルーズ旅客者数 ④左記に掲げる値
(3)海上輸送の確保				
ア 外航海運	2	<施策群12> 外航海運	○ 外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させる取組の推進 ○ 日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の推進	①外航日本船舶数 ②日本人外航船員数
イ 内航海運	3	<施策群13> 内航海運	○「内航未来創造プラン」全体の指標の達成に向けた取組の推進	①内航船の平均総トン数 ②内航船員一人・一時間当たりの輸送量 ③産業基礎物質の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合 ④内航海運の総積載率 ⑤海運によるモーダルシフト貨物輸送量
ウ 海上輸送拠点の整備	6	<施策群14> 海上輸送拠点の整備	◇我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大の取組の推進 ◇安定的かつ効率的な海上輸送網の形成の推進	①国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数 ②海上貨物輸送コスト低減効果
(4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化				
ア 水産資源の適切な管理	7	<施策群15> 水産資源の適切な管理	◇国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進	①資源評価が中位又は高位の水準にある水産資源(魚種・系群数)の割合
イ 水産業の成長産業化	6	<施策群16> 水産業の成長産業化	◇自らの経営能力の向上や企業の技術・知識・資本等の活用を通じて、「浜」単位での所得の向上を図る。	①浜プランに基づき各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進	2			
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備	1			
オ 国境監視機能をはじめとする多面的機能の発揮の促進	2			
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組	2			

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指 標
3. 海洋環境の維持・保全	55			
(1) 海洋環境の保全等				
ア 生物多様性の確保等の推進	9	<施策群17> 生物多様性の確保等の推進	○2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理する ◇サンゴ礁、藻場、干潟などの保全再生を推進し、脆弱性な生態系を保全する。	①海洋保護区の設定面積・割合(ただし、管理の質的充実を表す指標は今後さらに検討)(環境省、農水省) ②保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など(環境省、農水省、国交省) ③環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を示す数値
イ 気候変動・海洋酸性化への対応	9	<施策群18> 気候変動・海洋酸性化への対応	◇気候変動や海洋酸性化の緩和及び影響への対応の取組推進	①海洋産業からの温暖化ガス排出量(農水省) ②アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイリング数(文科省、国交省)
ウ 海洋ごみへの対応	10	<施策群19> 海洋ごみへの対応	◇海洋ごみの削減による良好な景観や海洋環境の保全	①海洋ごみの回収量(環境省) ②海洋ごみ(マイクロプラスチック)の密度(環境省)
エ 海洋汚染の防止	3	<施策群20> 海洋汚染の防止	◇適切な監視・モニタリング、防除体制の充実等を通じた海洋汚染の未然防止と被害拡大の抑制	①陸上発生廃棄物の海洋投入処分量(環境省)
オ 放射線モニタリング等	1	<施策群21> 放射線モニタリング等	◇放射線モニタリングの的確な実施	①総合モニタリング計画に基づく海洋における放射線モニタリング結果の原子力規制委員会ウェブサイトでの公表日数(環境省)
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和	6	<施策群22> 海洋の開発・利用と環境の保全との調和	◇海洋の開発・利用と環境の保全との調和 ◇環境影響評価の適切な実施と必要なデータ収集 ◇洋上風力発電のゾーニング手法の検討	①環境影響評価法に基づく海洋環境アセスメント実施件数(環境省) ②EADASにおける海洋関係環境情報項目数(環境省) ③ゾーニング実施自治体数(環境省)

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
(2)沿岸域の総合的管理				
ア 沿岸域の総合的管理の推進	1	<施策群23> 沿岸域の総合的管理の推進	◇里海づくりの考え方も取り入れた沿岸域の総合的管理の推進 ◇沿岸域の総合的管理で中心的な役割を果たす協議会組織等に対する支援の在り方を検討し具体化を図る。	①里海づくり活動の取組件数(環境省)
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進	7	<施策群24> 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進	◇沿岸域の海洋環境の保全・再生、自然災害への対応、地域住民の利便性の向上等の推進	①総合的な土砂管理に関する計画等の策定数(国交省) ②地域住民と連携した海岸空間の保全の取組件数(国交省)
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進	7	<施策群25> 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進	◇瀬戸内海等の閉鎖性海域における「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組の推進	①閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(全窒素、全リン等)
エ 沿岸域における利用調整	2	<施策群26> 沿岸域における利用調整	◇沿岸域における海面の利用調整ルールづくりの推進 ◇小型船舶の安全・環境対策、利用環境の整備等の推進	①関係者間における協定等締結件数(農水省) ②海の駅の設置数(国交省)

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化	18	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化		
(1) 情報収集体制	6	〈施策群27〉 各関係府省庁における情報収集能力の向上	◇具体的なアセットの調達・整備 ◇既存アセットの有効活用	①防衛省・自衛隊及び海上保安庁の艦艇、船艇及び航空機の増強 ②JAXAの各種衛星の開発及び衛星AIS情報の活用に関する研究等の取組状況 ③南海トラフにおける観測研究体制の検討状況 ④見通し外レーダー、航空機、ブイ、アルゴフロート等観測アセット及びシステムの検討及び整備 ⑤JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用 ⑥気候変動に対応する衛星情報の利用の推進 ⑦地震・津波観測網の着実な運用・利活用手法の充実 ⑧無人航空機(UAV)、無人潜水調査機(UUV)、無人調査艇(USV)を活用した自動観測技術の開発
(2) 情報の集約・共有体制	8	〈施策群28〉 収集された多様な情報の整理、集約、共有	◇防衛・法執行(各種事態対処、警戒監視、秩序維持)に係る防衛省・自衛隊と海上保安庁間における情報共有システムの拡充 ◇海洋状況表示システムの充実及び関係システムの相互連携	①海洋状況表示システムにおける情報の充実及びアクセス数 ②情報の適切な管理(情報の秘匿度に応じたシステムの活用、データポリシーの確立) ③予測技術及びデータ解析手法の高度化
(3) 国際連携・国際協力	4	〈施策群29〉 国際連携・国際協力	◇諸外国、国際機関等からの海洋情報の収集 ◇協力体制構築や支援を通じたMDA体制強化	①MDAに関連する施策に言及した会議の数及び名称 ②同盟国・友好国との対話等を通じたMDAに関する協力の推進 ③ReCAAP、CTF151などの多国間枠組みへの協力と活用 ④GEO、UNESCO/IOC/IODE、WMOなどの国際的観測情報共有枠組みを通じた情報の収集 ⑤シーレーン沿岸国に対する外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力向上支援等の件数

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指 標
5. 海洋調査及び海洋科学技術 に関する研究開発の推進等	40			
(1) 海洋調査の推進				
ア 海洋調査の戦略的取組	6			
イ 気候変動・海洋環境の把握の ための調査等	4	〈施策群30〉 海洋調査の推進	◇海洋調査の確実な実施 ◇統合的海洋観測網の構築 ◇調査船その他海洋調査システムの充実 ◇新技術の導入推進	①海洋調査実施件数 ②海洋調査結果等の海洋状況表示システム等情報共有システムへの掲載等
ウ 自然災害による被害軽減の ための調査等	4			
(2) 海洋科学技術に関する研究 開発の推進等				
ア 国として取り組むべき重要課 題に対する研究開発の推進	12	〈施策群31〉 海洋科学技術に関する研究 開発の推進等	◇海洋科学技術に関する研究開発の着実な推進 ◇海洋科学技術に関する人材育成推進 ◇基盤的技術の開発・整備・活用推進 ◇SIP「次世代海洋資源調査技術」の確立、SIP「革 新的深海資源調査技術」の開発・実証	①各分野(気候変動、海洋エネルギー・鉱物資源、海洋生 態系、海洋由来の自然災害、基礎研究、基盤技術の開発) における研究開発の取組状況 ②海洋科学技術に係る査読付き論文数 ③海洋科学技術に関する人材育成の取組状況 ④民間での調査実施件数 ⑤実海域での調査技術実績(時間、台数等)
イ 基礎研究及び中長期的視点 に立った研究開発の推進	6			
ウ 海洋科学技術の共通基盤の 充実及び強化	8			

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進	31			
(1) 離島の保全等				
ア 国境離島の保全・管理				
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進	7	<施策群32> 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進	◇国境離島の状況把握 ◇有人国境離島地域の活動拠点としての機能維持 ○特定有人国境離島地域において2027年度に転入超過	①巡視、空中写真又は衛星画像により状況把握した低潮線保全区域の数(国土交通省) ②巡視又は衛星画像により状況把握した国境離島の数(内閣府) ③沖ノ鳥島の観測・監視施設の更新(国土交通省) ④有人国境離島地域における国の行政機関の維持および整備状況(防衛省、国土交通省) ⑤特定有人国境離島地域の転入者数・転出者数(内閣府)
② 離島における安全確保や観測活動の実施	3	<施策群33> 離島における安全確保や観測活動の実施	◇離島における灯台等の航路標識の整備・管理 ◇離島の気象・海象観測施設等の整備と観測の継続 ◇離島の位置情報基盤の整備	①離島に設置されている航路標識の整備および管理状況(国土交通省) ②離島に設置されている気象・海象観測施設の整備および管理状況(国土交通省) ③離島で基準点整備を実施した件数(国土交通省) ④沖ノ鳥島、南鳥島における電子基準点の観測データ取得率(国土交通省)
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全	4	(施策群34) 離島及び周辺海域の自然環境の保全	◇離島における藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生 ◇離島における漂流・漂着ごみや流木の撤去 ◇離島における廃棄物処理施設の整備	①離島における環境生態系保全(藻場、干潟、サンゴ礁の保全等)を行った箇所数・面積(農林水産省・環境省) ②離島における漂流・漂着ごみや流木の回収量(環境省) ③離島において整備した廃棄物処理施設の数(環境省)
イ 離島の振興	11	<施策群35> 離島の振興	◇離島における定住の促進 ◇離島における再生可能エネルギーの利用の促進	①離島の人口(離島振興対策実施地域の人口)(国土交通省) ②航路・航空路が確保されている有人離島の割合(国土交通省) ③離島地域のブロードバンド整備率(総務省) ④離島地域の再生可能エネルギー設備の設置容量(環境省)
(2) 排他的経済水域等の開発等の推進				
排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備	6	<施策群36> 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備	◇EEZにおける海洋調査の実施 ◇海域管理に係る包括的な法体系の整備等	①EEZにおける海洋調査の実施件数

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指 標
7. 北極政策の推進	21			
(1) 研究開発				
ア 北極域研究に関する取組の強化	1	〈施策群37〉 研究開発	◇科学に基づく政策の実施の推進 ◇研究設備等の整備推進 ◇海外研究機関等との連携促進 ◇研究者派遣の推進 ◇専門人材の育成推進	①国際連携拠点数・利用者数 ②国際共同研究課題数・参画者数
イ 北極域に関する観測・研究体制の強化	3			
ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進	2			
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成	2			
(2) 国際協力				
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画	3	〈施策群38〉 国際協力	◇北極に関する国際枠組を活用した日本の取組の発信 ◇北極圏諸国等との交流・協力促進	①参加・開催した北極圏国等との会議の具体例 ②北極に関する国際枠組への日本人研究者の参画状況(数)
イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大	2			
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献	2			
(3) 持続的な利用				
ア 北極海航路の利活用	2	〈施策群39〉 持続的な利用	◇北極海航路の利活用に向けた環境整備 ◇海洋環境保全の取組推進 ◇北極域の利活用の推進	①航行支援システム構築のための海水分布予測の実施状況 ②海水速報図作成等の取組状況 ③フォーラム等への研究者、民間企業参画状況(数)
イ 北極海の海洋環境保全の確保	2			
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興	2			

第3期海洋基本計画 第2部の記載項目	施策数	工程表作成の基礎となる 施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指 標
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	25			
(1) 海洋の秩序形成・発展	3	〈施策群40〉 国際連携・国際協力	◇海における「法の支配」の確立を国際社会で主導	①参加した国際会議の具体例 ②能力構築支援の具体例
(2) 海洋に関する国際的連携	8		◇海洋に関する国際的な枠組みへの積極的な参加 ◇ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員育成支援等の協力の具体化 ◇多国間・二国間会合を通じ、関係国機関との連携深化 ◇関係条約・協定等の早期締結及び発効	
(3) 海洋に関する国際協力	14		◇海洋観測・データ交換に関する国際的な枠組みへの積極的な参加 ◇関係国の能力構築支援及び共同訓練の実施	
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進	35			
(1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保				
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成	3	〈施策群41〉 海洋立国を支える専門人材の育成と確保	◇専門教材の整備等の推進 ◇海洋開発の基盤となる人材育成に関する取組の促進	①専門教材の整備状況 ②海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況
イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成	4		◇機材や教員プログラムの作成・普及等による、造船業・船用工業従事者の育成	①造船及び船用工業従事者数
ウ 船員等の育成・確保	5		◇船員等の育成・確保のための船員教育体制の見直し ◇就業体験の実施等	①船員数(全体数、女性数)
エ 海洋土木の担い手の育成・確保	5		◇海洋土木の担い手の育成・確保に向けた、現場見学会や意見交換会の実施	①実施した現場見学会の具体例
オ 水産業の担い手の育成・確保	4		◇新規漁業就業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成	①新規就業者数
カ 横断的に講ずべき施策	4		◇研究開発プロジェクト等を通じた人材育成の推進 ◇教育環境の整備	①研究開発プロジェクト数
(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	3		〈施策群42〉 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	○2025年までに全ての市町村で海洋に関する教育の実践
(3) 海洋に関する国民の理解の増進	7	〈施策群43〉 海洋に関する国民の理解の増進	◇「海の日」等を通じた普及啓発活動の実施	①海の日関連イベント数 ②JAMSTECや船船を有する大学等又は海洋に関する博物館・科学館等における取組状況